

《⑩意思疎通支援・情報》

★サービスの内容等が変更になる場合があります。 ●・・・必ず手帳が必要なサービスです。
 ■・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
ろうあ相談員の設置	(聴覚障がい者)														
サービス内容	聴覚障がい者及びその家族の各種相談に応じ、必要な指導・助言を行うため、障がい福祉課にろうあ相談員を設置しています。														
条件	聴覚障がい者														
申請手続きに必要なもの															
問い合わせ先	障がい福祉課 (FAX: 0956-25-2281)														
手話通訳者の設置	(聴覚障がい者)														
サービス内容	聴覚障がい者の方が、各種相談や手続のため市役所へ来られた場合、窓口で対応を行うため、障がい福祉課に手話通訳者を設置しています。														
条件	聴覚障がい者														
申請手続きに必要なもの	本人または担当課からの申し出により対応します。														
問い合わせ先	障がい福祉課 (FAX: 0956-25-2281)														

《⑩意思疎通支援・情報》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
手話通訳者の派遣（地域生活支援事業）	●	●	●	●	●	●								
サービス内容	<p>手話を言語とする障がい者が、日常生活及び社会生活を営むうえで必要な機関において円滑なコミュニケーションをとれるよう、手話通訳者の派遣を行います。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、派遣できません。</p> <p>(1) 政治的又は宗教的活動を目的とする場合 (2) 営業活動、企業行事等の経済的活動に係る場合 (3) 就学、通学等の通年又は長期にわたる場合 (4) 遊興又は娯楽を目的とする場合 (5) 派遣する場所が危険である場合</p>													
条件	手話でコミュニケーションがとれる方													
申請手続きに 必要なもの	<input type="checkbox"/> 手話通訳者及び要約筆記者派遣申請書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳													
問い合わせ先	障がい福祉課（FAX：0956-25-2281）													
区分	●	●	●	●	●	●								
要約筆記者の派遣（地域生活支援事業）	<p>聴覚障害の方が、日常生活及び社会生活を営むうえで必要な機関において円滑なコミュニケーションをとれるよう、要約筆記者の派遣を行います。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、派遣できません。</p> <p>(1) 政治的又は宗教的活動を目的とする場合 (2) 営業活動、企業行事等の経済的活動に係る場合 (3) 就学、通学等の通年又は長期にわたる場合 (4) 遊興又は娯楽を目的とする場合 (5) 派遣する場所が危険である場合</p>													
条件	聴覚障がい者													
申請手続きに 必要なもの	<input type="checkbox"/> 手話通訳者及び要約筆記者派遣申請書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳													
問い合わせ先	障がい福祉課（FAX：0956-25-2281）													

《⑩意思疎通支援・情報》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

盲ろう者向け通訳者及び移動介助員の派遣（地域生活支援事業）	区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
		●	●	●	●										
	(視覚及び聴覚障がい者)														
サービス内容	<p>視覚及び聴覚障がいの重複者が、日常生活及び社会生活を営むうえでの利便性確保及び円滑なコミュニケーションがとれるよう、通訳者及び移動介助員の派遣を行います。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、派遣できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 政治的又は宗教的活動を目的とする場合 (2) 営業活動、企業行事等の経済的活動に係る場合 (3) 就学、通学等の通年又は長期にわたる場合 (4) 遊興又は娯楽を目的とする場合 (5) 派遣する場所が危険である場合 														
条件	視覚及び聴覚の重複障がい者														
申請手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○盲ろう者向け通訳・介助員派遣申請書 ○身体障害者手帳 														
問い合わせ先	障がい福祉課（FAX：0956-25-2281）														

《⑩意思疎通支援・情報》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
声の広報の発行	●	●	●	●	●	●								
サービス内容	視覚障がい者の方を対象に「声の広報させぼ」ほか、市議会だより、公的情報など発行しています。													
条件	視覚障がい者													
申請手続きに必要なもの	電話または窓口での申請が必要になります。													
問い合わせ先	障がい福祉課、視覚障害者協会（0956-24-9407※火・金・土曜・祝日休み）													
区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
公文書の点字化	●	●	●	●	●	●								
サービス内容	視覚障がい者に対する公文書を点字化することにより、プライバシーの保護及び伝達の手段の確保に努めています。 ○点訳文書…水道料金の納付書、市民税等の納付書等の添付文書													
条件	視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯で、点字文書の送付を希望する方													
申請手続きに必要なもの	点字文書の送付を希望する方は、あらかじめ電話等での登録が必要となります。													
問い合わせ先	障がい福祉課													